

福山市営渡船建造業務委託仕様書

1 件名

福山市営渡船建造業務委託

2 業務目的

本業務は、福山市（以下、「本市」という。）が広島県と連携して進める鞆地区東西交通・交流拠点整備に伴い、鞆地区と仙酔島を結ぶ新たな運航ルートに適した福山市営渡船（旅客船1隻）を建造することを目的とする。

本業務では、省エネルギー化や安全性の確保及びすべての利用者が快適に利用できるバリアフリー機能を備えた船舶の建造を行い、本船舶が南部地域の新たな観光資源となることを目指す。

3 委託業務場所

福山市内

4 履行期間

契約締結日から2027年（令和9年）3月31日（水）までの間

5 業務内容

（1）旅客船1隻の詳細設計

別紙「福山市営渡船建造業務基本計画書」のとおり、新造船に関する詳細設計を行う。

設計においては、船舶法、船舶安全法、船員法をはじめとする関係法令及び国土交通省策定の「旅客船バリアフリーガイドライン」に則った仕様とすること。

本契約後、発注者と協議を重ねて詳細を決定していくこと。

（2）旅客船1隻の建造

本航路に適した規格、材料を用いて旅客船の運航に必要な設備を搭載すること。

また、船舶検査証書の申請や、進水後の検査等も適切に実施すること。

6 業務実施体制

本業務の実施にあたり、業務の目的を十分に理解し、目的達成のために必要な知識・経験等を有する業務担当者を選任するとともに、船舶納入後においても迅速にアフターサービス・メンテナンスを行う体制を確保できること。

7 成果品

受注者は、本業務完了後、遅延なく、次の成果品を発注者に引き渡すこと。

《詳細設計》

- | | |
|---------------------------|----|
| （1）旅客船の運動性能（旋回圏、惰力）に関する資料 | 1部 |
| （2）バリアフリーに関する資料（船の図面） | 1部 |
| （3）一般配置図 | 1部 |

- | | |
|-------------------|-----|
| (4) 主要要目表 | 1 部 |
| (5) 各港における着栈図・操船図 | 1 部 |

《建造》

- | | |
|------------|----------|
| (1) 旅客船 | 1 隻 |
| (2) 船舶検査証書 | 1 部 (原本) |

なお、船舶の建造は 2027 年 (令和 9 年) 2 月 28 日 (土) までに引渡しできる状態とすること。

8 秘密の保持

- (1) 発注者は、本件委託業務に関わるものに対し、個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 条) 及び関係法令の趣旨及び内容の周知徹底を図ること。
- (2) 受注者は、業務上知り得た秘密について、本業務委託の履行以外の目的で、第三者に開示又は漏洩してはならない。また、本契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (3) 市は、受注者及び要員の責任による個人情報の漏洩が生じた場合、受注者に対して適切な処置をとるよう求めることができる。

9 著作権等

- (1) 受注者は、成果物について第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (2) 本業務の成果物に係る著作権はすべて (著作権法第 27 条及び第 28 条に規定された権利も含む。) 発注者に帰属する。なお、発注者が成果物の改変等を行う場合は、受注者と協議の上、行う。ただし、内容の趣旨等に影響を及ぼさない軽微な改変はこの限りではない。

10 受注者の責務

- (1) 受注者の責任において、市民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。
- (3) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 提案内容と試運転 (運航時) 等のデータに著しい相違があるときは、受注者は修補の責めを負う場合があるものとする (ただし、修補が合理的でない場合は、損害賠償の責めを負う場合がある。)

11 支払い方法

支払いについては、工程に合わせた出来高払いとし、請求を受けた日から 30 日以内に支払いを行う。なお、支払いを行う工程の区分については、発注者と協議を行うこと。

12 その他

受注者は、本仕様書に明記されていない事項及び業務内容に疑義が生じたときは、速やかに発注者と協議し、指示を受けなければならない。